

館林市における建築物の高さ制限等の概要一覧

		第1種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域		商業地域	準工業地域	工業専用地域	その他 (市街化調整)	
		80	100	200	200	200	200	200	200	300	400	200	200	200
容 積 率 (%)		80	100	200	200	200	200	200	200	300	400	200	200	200
建 ぺ い 率 (%)		40	50	60	60	60	60	60	80	80	80	60	50	70
前面道路による容積率制限		前面道路幅員m×4/10						前面道路幅員m×6/10						
絶 対 高 さ		10m												
斜線制限	道路斜線	適用距離(m)	20											
		勾 配	1.25						1.5					
	隣地斜線	立上がり(m)			20				31					
		勾 配			1.25				2.5					
	北側斜線	立上がり(m)	5											
		勾 配	1.25											
日影による制限	対 象 建 築 物	軒高>7m又は地上階数≥3		建築物高さ>10m						建築物高さ>10m				
	平均地盤面からの高さ	1.5m		4m						4m				
	5mを超え10m以内の範囲(二)	4時間		4時間		5時間				5時間				
	10mを超える範囲(二)	2.5時間		2.5時間		3時間				3時間				

※ 各制限の適用方法等は法令の規定によります。館林市は建築基準法第53の2による敷地面積の最低限度、第54条による壁面後退の制限はありません。地区計画による制限については都市計画課にお問い合わせください。